

就活ハラスメントに対する基本方針

一般財団法人関西電気保安協会

1. 基本方針

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つけ、労働者の就業環境を害する絶対に許されない行為です。また、組織の秩序を乱し、社会的な信頼を損なう重大な問題でもあります。

当協会では、働く一人ひとりが互いを尊重し、安心して能力を発揮できる健全な職場環境を確保するために「ハラスメント防止規程」を定め、働くすべての職員があらゆるハラスメントを「しない・させない・ゆるさない」職場環境づくりに取り組んでおります。

採用活動においても、求職者等の人格と人権を尊重し、公正かつ透明な採用活動を行い、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、相手の人格や尊厳を侵害し精神的・身体的な苦痛を与える行為など、求職者等に対するハラスメント行為(以下「就活ハラスメント」)を許しません。

全ての求職者が心身共に安心できる採用活動を行うため、「関西電気保安協会就活ハラスメントに対する基本方針」を策定し、次のとおり取り組みます。

2. 具体的な取り組み

(1) 就活ハラスメントの禁止

ハラスメント行為の具体例

- ・性的な言動（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等）
- ・性的な行動（性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等）
- ・容姿、身体的特徴等に関する不適切な発言
- ・過度に威圧的な言動又は精神的圧力を与える行為
- ・採用選考の可否を条件とした交際の要求や執拗な誘い
- ・オワハラ（内定や内々定を条件に、求職者に他社の選考辞退や就職活動の終了を迫る行為）ならびに内定承諾の強要

※ハラスメント行為の内容については、上記具体例に限りません。

(2) 面会（説明会、面接、面談、懇親会など採用に関わるもの）におけるルールの設定

a. 採用活動における面会は以下の場所に限定します。

- ・会社施設
- ・公的な場所（大学のキャンパス内、公共の商業施設、個室でない飲食店等）
- ・オンライン

b.面会は採用担当者を通じて求職者と調整し、原則就業時間内に実施します。

(3) 連絡手段

a.求職者に対する連絡手段は、原則として以下の手段に限定します。

- ・会社のメールアドレスおよび業務用携帯電話
- ・求人広告媒体のメッセージ機能

(4) 個人情報及びプライバシーへの配慮

採用活動に必要な範囲でのみ個人情報を取得し、取得した個人情報を採用活動以外の目的に利用しません。

3. 採用活動に関する社員教育

採用活動に関わる協会内のすべての職員に対し、社内ポータルによる周知などを通じ、ハラスメントに関する知識の付与、対応能力の向上を図ります。

4. ハラスメント発生時の対応

就活ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口を設置しています。相談を受けた場合は、相談内容について事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行います。また、行為者に対しては厳正な対処を行うとともに、再発防止に向けた措置を行います。

5. 就活ハラスメントに関する相談窓口

就活ハラスメント防止に関するお問い合わせや相談は[こちら](#)、または以下の連絡先までお願いいたします。いただいた情報は当協会の「個人情報保護規程」に基づいて運用するとともに、相談者はもちろん、事実関係の確認にご協力いただいた方に対しても、不利益な取り扱いは行いません。

採用担当直通：06-7507-2266 FAX：06-7507-2261

一般財団法人 関西電気保安協会人財・安全推進部人事グループ

〒530-6111 大阪市北区中之島 3-3-23